|  |
| --- |
| **農地法第３条許可申請添付書類** |

* いずれの書類も発行日から3か月以内のものをご提出ください。
* 農地所有適格法人の場合は必要書類が異なります。

|  |  |
| --- | --- |
| **添 付 書 類** | **備考** |
| １ | 許可申請書（４枚１組） | * 押印、捨印とも不要。
 |
| ２ | 委任状（代理申請の場合） | * 代理人が手続きする場合に必要。
* 受付時に申請者（代理人がいる場合は代理人）の本人確認書類（官公署発行の写真付き身分証明書。運転免許証、マイナンバーカード等）をご提示いただきます。
 |
| ３ | 案内図（申請地を朱書） | * 地図アプリケーションや市販の住宅地図等。
 |
| ４ | 公図の写し（申請地を朱書） | * コピー可。
* 登記情報提供サービスで取得したものも可。
 |
| ５ | 土地全部事項証明書の**原本**又は**登記情報提供サービスによる照会番号付き不動産登記情報**※ | * **コピー不可。**
* 所有者の住所が土地全部事項証明書に記載されている住所と異なる場合は、次のとおり住所のつながりが確認できる書類を添付。

・住民票の除票又は戸籍の附票の写し（転居の場合）・住居表示変更証明書（住居表示実施の場合）・町名地番変更証明書（区画整理等に伴う変更の場合）・不在住証明書（上記のいずれにも該当しない又は記録がない場合） |
| ６ | 譲受人（借人）、譲渡人（貸人）双方の住民票の写し | * コピー可。
* 譲受人（借人）の住民票は、本籍記載のもの。
* 譲受人（借人）が外国籍である場合、在留カード又は特別永住者証明書の写し。
* 法人の場合、履歴事項全部証明書及び定款又は寄附行為のコピー。
 |
| ７ | 営農計画書 | * 詳細に記入してください。
 |
| 8 | 通作経路図（譲受人が市外在住者の場合） | * 営農拠点～申請地までの経路を朱書。
 |
| 9 | 耕作証明書（譲受人がさいたま市外に農地を所有又は借りている場合） |  |
| １０ | その他必要と認められる書類 | 例：戸籍謄本、遺産分割協議書（相続未登記の場合）　　 |

※照会番号付き不動産登記情報について、有効なものは下記の条件を満たしたものです。

・照会番号（10桁）が記載されていること。

・発行年月日が記載されていること。

・発行日から100 日以内であること。（照会番号の有効期間は発行年月日から100 日間です。）

・行政機関等で照会番号を利用していないこと。（1つの照会番号で1 度しか照会確認できません。）

・提出日時点で照会可能なこと。（登記中等で照会できない場合は無効です。）